国会事項

衆議院

議案提出
三月四日内閣から提出した議案は次のとおりである。
司法試験法の一部を改正する法律案

質問書提出
三月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
返還前の沖縄と本土との渡航のあり方等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領
三月四日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木貴子提出外務省の褒賞制度である三口賞に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問に対する答弁書

報告書受領
三月四日内閣から次の報告書を受領した。
平成二十五年度第三・四半期における予算使用の状況
平成二十五年度第三・四半期における国庫の状況

訂正
三月三日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項三行及び四行中「渡辺喜美外三名」を「渡辺喜美外四名」に、それぞれ三月四日訂正する。

参議院

議案受領（予備審査）
三月四日内閣から次の議案が送付された。
司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

議案送付（予備審査）
三月四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸外一名発議）

質問主意書提出
三月四日議員から次の質問主意書が提出された。
復帰前の沖縄駐留軍労働者の石綿健康被害に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二四号）
「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の位置付け等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二五号）

答弁書受領
三月四日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員朝日俊弘提出安倍総理の憲法に対する認識に関する質問に対する答弁書（第二四号）
参議院議員川田龍平提出臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問に対する答弁書（第二五号）
参議院議員糸数慶子提出国内へのカジノ導入に関する質問に対する答弁書（第二六号）

報告書受領
三月四日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

林野庁

（林野庁森林整備部付派遣職員（中華人民共和国国家林業局管理幹部学院））農林水産技官　荒井　秀夫
職務に復帰した
辞職を承認する（三月一日）

皇室事項

御祝電及び御答電
建国記念の日に際し、二月二十四日ロソボ国大統領閣下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し三月四日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。
平成26年３月６日
農林水産大臣　林　芳正
仙法志地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1) 漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2) 縦覧の期間　平成26年３月６日から平成26年３月26日まで
(3) 縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部及び利尻町役場

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。
平成26年３月６日
農林水産大臣　林　芳正
歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1) 漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2) 縦覧の期間　平成26年３月６日から平成26年３月26日まで
(3) 縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局釧路開発建設部及び根室市役所

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
平成26年３月６日
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨
一　修正の目的
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）の施行及び防災基本計画の修正（平成26年１月17日中央防災会議決定）に伴い、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。
二　修正年月日
平成26年２月26日
三　施行年月日
平成26年３月１日
四　修正の要旨
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行及び防災基本計画の修正に伴い、以下の修正をした。
・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律が施行されることを踏まえ、従来の独立行政法人原子力安全基盤機構の業務を原子力規制委員会の業務として追加する等の修正をした。
・防災基本計画の修正に伴い、原子力災害対策重点区域における防護措置の実施等に係る事項を追加した。

東北地方整備局公示
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年３月６日
東北地方整備局長　小池　剛
1　河川の名称　馬淵川水系馬淵川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成26年３月６日
3　廃川敷地等の位置　青森県八戸市大字長苗代字内舟渡90の３地先から青森県八戸市大字長苗代字内舟渡56の３地先まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　9,369.35平方メートル